

MIMAMO DRIVE トライアル利用規約

本「MIMAMO DRIVE トライアル利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、東京海上スマートモビリティ株式会社（以下「当会社」といいます。）が、当会社のサービスである MIMAMO DRIVE（以下「本サービス」といいます。）を提供するにあたり、本サービスのトライアル利用に係る申込みをした法人（以下「申込者」といいます。なお、申込者は法人に限るものとし、個人（個人事業主を含みます。）は本サービスを申し込むことはできません。）に遵守していただくかなければならない事項及び当会社と申込者との間の権利義務関係を定めています。

第1条 トライアル条件

- (1) トライアルに関しては、申込者による本サービスの試用を目的として無償かつ任意に行うものであり、当会社はトライアル期間中の本サービスの品質および不具合ならびにサービス提供の中断等について一切の責任を負わないものとする他、トライアル期間終了後に申込者に引き続き本サービスを提供する義務、申込者と本サービスの提供に係る契約を締結する義務その他一切の義務、責任を負いません。
- (2) トライアル期間は、当会社が別途通知する開始日より2週間とします。
- (3) 本サービスのトライアル利用には当会社の承諾を要するものとし、申込みに際して当会社が行う審査の結果、トライアル利用をお断りする場合があります。
- (4) 本サービスの主旨に反した行為を認めた場合、その他当会社が必要と認めた場合、トライアル期間中であっても、当会社は何時でもトライアルを中止できるものとします。
- (5) トライアル期間中に、当会社が本サービスの利用のために申込者に貸与する端末（以下「端末」といいます。）を紛失・破損した場合、もしくはトライアル終了後の翌日から起算して30日以内に端末の返却がない場合は、違約金として端末1台あたり17,000円を当会社に支払うものとします。
- (6) トライアルの申込の取扱いや手続きについて、当会社は東京海上日動火災保険株式会社および同社の委託先に行わせることができます。

第2条 申込者の義務

- (1) 申込者は、当会社が貸与する端末の取扱いについて、以下に定める事項を遵守するものとします。また、利用者（第9号において定義します。）に以下に定める事項を周知し遵守させるものとします。
 - ① 端末を善良な管理者の注意義務をもって保管、管理および使用すること。
 - ② 端末を、本サービスの利用のために必要な範囲を超えて利用をしないこと。
 - ③ 端末を受領した日以降速やかに、取扱説明書に従って対象となる車両に端末を設置し初期動作確認を行うこと。
 - ④ 適切な方法で端末を設置および利用すること。
 - ⑤ 端末を申込者以外の第三者が所有する車両に設置する場合は、端末を設置する車両の所有者の承諾を取得し、端末を設置する者の責任において適切な手続きを行うこと。
 - ⑥ 端末の破損、故障等の事態が発生した場合は、ただちに当会社に通知すること。
 - ⑦ 端末を紛失した場合は、ただちに当会社に通知すること。
 - ⑧ 端末が盗難にあった場合は、ただちに警察への届出を行い、当会社に通知すること。
 - ⑨ 端末を申込者の役職員その他申込者の業務のために本サービスを実際に利用する者（以下「利用者」といいます。）以外の者に利用させないこと。
- (2) 申込者は、自らの費用および責任において端末の設置を行うものとし、事由の如何を問わず、当会社は端末の設置（第三者をして設置させる場合を含みます。）に係る費用および責任を一切負担しません。また、申込者は不正アクセスを防止するため、必要なセキュリティを確保し、その他必要かつ適切な措置を講じるものとします。また、利用者にこの事項を周知し遵守させるものとします。
- (3) 申込者は、Web サービスを利用する場合、コンピュータウイルス等の有害なソフトウェア類の感染防止に努め、ウイルス駆除ソフト等を導入および活用するものとします。また、利用者にこの事項を周知し遵守させるものとします。
- (4) 申込者は、以下に定める行為を行ってはなりません。また、利用者に対し以下に定める行為を行わせてはなりません。
 - ① 著作権もしくは商標権の侵害、営業秘密の不正目的利用、電信詐欺またはプライバシーの侵害などの不正な目的で端末を利用する行為
 - ② 他の利用者、ネットワーク・サービスまたはネットワーク機器を妨害または阻害する行為
 - ③ 端末の分解、改造またはソフトウェアの改変行為
 - ④ 端末に組み込まれているSIMカードを脱着する行為および他の目的に使用する行為

- ⑤法令、裁判所の判決、決定もしくは命令または法令上拘束力のある行政措置に違反する行為
- ⑥公序良俗に反する行為。なお、公序良俗に反する行為とは、不正に他の利用者になりすますこと、不正または違法な目的でネットワーク上での身元を偽ること、コンピュータ・ワームまたはコンピュータウイルスを伝播させることおよびネットワークを通じてアクセスできる他のマシンにネットワークを使用して不正侵入することを含みますが、これらに限定されるものではありません。
- ⑦端末を利用する権利を第三者に譲渡または担保に供する行為
- ⑧①から⑦までのほか、端末の利用目的に照らして当社が不適切と判断する行為
- (5)利用者が(1)から(4)までの規定に違反した場合であって、それにより当会社、提携先企業等、他の利用者、搭乗者または第三者に損害が生じたときは、申込者がこれを賠償するものとします。

第3条 本サービスの申込・利用を通じて取得する情報の取扱い

- (1)当会社は、自ら又は東京海上日動火災保険株式会社その他の外部委託先を通じて、本サービスの申込の取扱いにより、契約者の契約情報を取得します。また、本サービスの利用を通じて、端末の利用履歴および自動車の運転情報（走行距離、走行時間、走行目的地、速度、位置情報、加速度センサーによる計測値等）、当会社ウェブサイトの閲覧履歴、クッキー情報、Web サービスへ入力された情報（これらの情報と契約者の契約情報を総称して、以下「本情報」といいます。）を取得します。本情報または本情報を用いて構築するデータベース（以下「本データベース」といいます。）に著作権（著作権法第27条および第28条に規定された権利を含みます。）や所有権が認められる場合には、全て当社に帰属します。
- (2)当会社は、端末の返却後も本情報および本データベースを無償で利用できるものとします。
- (3)当会社ならびに東京海上ホールディングス株式会社およびその連結子会社等（当会社を除き、総称して、以下「東京海上グループ各社」といいます。）は、本情報を、本契約および本規約の履行ならびに当会社のホームページにおいて公表している利用目的のほか、以下の目的で使用します。
 - ①当会社または東京海上グループ各社における市場調査、新規サービス・新商品の研究・開発および提供
 - ②各データと事故との相関関係の分析による危険運転判定の精度向上その他の本サービスの品質の向上に資する研究
 - ③本サービスの利用実態に応じた当会社または東京海上グループ各社の関連サービスのご提供等
- (4)当会社は、(3)に定める目的のために、本情報を、当会社と東京海上グループ各社との間で、共同で利用できるものとします。共同して利用する東京海上グループ各社の範囲および管理責任者については、当会社ホームページ (<https://www.tokiomarine-smartmobility.co.jp/privacy-policy/index.html>) に記載の通りとします。なお、東京海上グループ各社の範囲および管理責任者は変動する可能性があります。
- (5)当会社および東京海上日動火災保険株式会社は、契約者の本サービスの利用実態に応じたコンサルティング業務を含む(3)③に定める関連サービスの提供を第三者に委託する場合、当該委託先に対し、本情報及び本データベースを開示できるものとします。
- (6)当会社は、交通事故防止のための分析や安全対策立案、事故防止システムの安全性向上その他の安全・円滑な道路交通社会の発展に資する目的での活用のため、国、自治体、大学、研究機関、自動車技術開発やモビリティサービスに携わる企業等のうち当社が提携している企業等に本情報を提供できるものとします。
- (7)当会社は、本情報を、警察や裁判所等の公的機関からの要請に応じて、開示または提供することがあります。
- (8)当社が提携する通信会社は、ネットワーク品質を確保するために、利用者の通信の種類、内容及びパケット量等の利用状況を確認する場合があります。
- (9)当社ウェブサイトへアクセスする際、当社はクッキー情報等を取得します。本サービスにおけるクッキー情報等の取扱いは、当社のウェブサイトにおけるクッキーポリシー（「インターネットにおける情報収集について」 (<https://www.tokiomarine-smartmobility.co.jp/site-policy/index.html>) をご覧ください。）に準ずるものとします。なお、クッキー情報等の取扱いは、設定することができ、当社は、設定に従いクッキー情報等を取り扱います。
- (10)契約者は、(1)から(9)までの事項について、あらかじめ利用者の同意を取得するものとし、契約者において同意の取得が確認できていない利用者に端末及び本サービスを利用させないものとします。

作成日：2024年4月1日